

# 「食のみやこ鳥取県」米粉提供事業実施要領

鳥取県米粉食品普及推進協議会

## (目的)

第1条 鳥取県米粉食品普及推進協議会（以下、県米粉協議会）は、一般消費者等を対象とした米粉を使った料理教室、各種イベントでの米粉を使った料理、食品の出展並びにパン、麺、洋菓子等の製造業者及び飲食事業者等が行う米粉を使った食品の試作、モニタリングに対して、県産の米粉を提供することにより、米粉を使った料理、食品の普及、米粉料理の多様化及び米粉を使った食品の充実を図り、もって、県産米の消費拡大に寄与することを目的とする。

## (対象者)

第2条 本事業の対象者は以下のとおりとする。

- (1) 料理教室の主催者、イベント出展者で、自治会、消費者団体、学校、幼稚園、保育所、企業（職員等のための企業内研修に限る。）、その他第1条の目的に合致した料理教室、イベント出展が可能と鳥取県米粉食品普及推進協議会会長（以下協議会会長）が認める団体。
- (2) パン、麺、洋菓子等の製造業者及び飲食事業者等で、県内に事業所を有するもの。

## (対象事業)

第3条 本事業の対象事業は以下のとおりとする。

- (1) 前条の（1）の者が行う米粉を使った料理教室及び各種イベントでの米粉を使った料理、食品の出展で、以下の要件を満たすもの。
  - ア 第1条の目的に合致したものであること。
  - イ 料理教室にあつては10人以上、イベント出展にあつては100人以上の受講者、参加者が予定されたものであること。  
ただし、教育の一環として使用する場合は人数制限を設けない。
  - ウ 米粉を使った料理、食品は、パン、麺及びケーキ等の新たな用途のものであること。
  - エ 政治活動、宗教活動又は営利を目的としたものでないこと
  - オ 鳥取県内で実施されるものであること
- (2) 前条の（2）の者が行う米粉を使った食品の試作、モニタリング。

## (米粉提供の上限)

第4条 米粉の提供は、予算の範囲内でこれを行う。

- 2 米粉の提供は、1回につき3kgを上限とする。
- 3 同一の申込者への米粉の提供は、一の年度につき原則2回を上限とする。  
ただし、教育の一環として使用する場合、提供の上限及び提供回数はこの限りではない。

## (手続)

第5条 米粉の提供を希望する者は、米粉提供申込書(様式第1号)により、原則として提供を希望する日の30日前までに協議会会長に申し込むものとする。

- 2 協議会会長は、前規定による申込を受けたときは、その内容を確認し、当該申込を受けた日から14日以内に当該申込をした者に米粉の提供の可否を通知するものとする。
- 3 協議会会長は、米粉の提供が決定した申込者に対し米粉を送付するものとする。

## (実施報告)

第6条 米粉の提供を受けた者は、実施報告書(様式第2号)により、料理教室、イベント出展についてはその実施した日から、試作、モニタリングについてはその作業等が完了した日から7日以内に、協議会会長に報告するものとする。

## (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、米粉の提供に関し必要な事項は、協議会会長が別に定

める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(本事業は、平成23年4月1日に鳥取県から鳥取県米粉食品普及推進協議会に業務移管されたものである。)

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

(様式第1-1号)

「食のみやこ鳥取県」米粉提供事業申込書(料理教室・イベント出展用)

平成 年 月 日

鳥取県米粉食品普及推進協議会会長 様

住 所 〒

名 称

代表者名

担当者名

電 話

米粉の提供を受けたいので、次のとおり申し込みます。

料理教室・イベント出展の別	料理教室 ・ イベント出展										
料理教室・イベント出展の日時	平成 年 月 日( ) ~ 月 日( ) : ~ :										
料理教室・イベントの名称											
受講者・参加者数	<table><tr><td>・ 一般消費者</td><td>人</td></tr><tr><td>・ 学生</td><td>人</td></tr><tr><td>・ 親子(親子限定の場合)</td><td>組</td></tr><tr><td>・ その他</td><td>人</td></tr><tr><td>計</td><td>人</td></tr></table>	・ 一般消費者	人	・ 学生	人	・ 親子(親子限定の場合)	組	・ その他	人	計	人
・ 一般消費者	人										
・ 学生	人										
・ 親子(親子限定の場合)	組										
・ その他	人										
計	人										
米粉希望数量	g (積算根拠)  グルテンなし ・ グルテンあり										
米粉届先	〒 (住所)  (電話番号)										
米粉届希望時期	平成 年 月 日( ) 頃 ・ まで										
料理教室・イベント、イベント出展の内容(具体的に詳しく記入してください)											
(その他、希望事項がある場合は記入してください)											

【申込書提出先・問合せ先】

〒680-0934

鳥取市徳尾122

鳥取県米粉食品普及推進協議会事務局((有)亀井堂内)

電 話 : 0857-22-2100

ファクシミリ : 0857-23-3085

(様式第1-2号)

「食のみやこ鳥取県」米粉提供事業申込書（試作、モニタリング用）

平成 年 月 日

鳥取県米粉食品普及推進協議会会長 様

住 所 〒

名 称

代 表 者 名

担 当 者 名

電 話

米粉の提供を受けたいので、次のとおり申し込みます。

試作・モニタリングの別	試 作 ・ 試作及びモニタリング
試作、モニタリング実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
米 粉 希 望 数 量	g (積算根拠) グルテンなし ・ グルテンあり
米 粉 届 先	〒 (住所) (電話番号)
米 粉 届 希 望 時 期	平成 年 月 日 ( ) 頃 ・ まで
試作、モニタリングの内容（具体的に詳しく記入してください）	
（その他、希望事項がある場合は記入してください）	

【申込書提出先・問合せ先】

〒680-0934

鳥取市徳尾122

鳥取県米粉食品普及推進協議会事務局（(有) 亀井堂内）

電 話：0857-22-2100

ファクシミリ：0857-23-3085



(様式第2-2号)

「食のみやこ鳥取県」米粉提供事業実施報告書（試作・モニタリング用）

平成 年 月 日

鳥取県米粉食品普及推進協議会会長 様

住 所

名 称

代 表 者 名

担 当 者 名

電 話

米粉の提供を受けて試作、モニタリングを実施したので、次のとおり報告します。

試作・モニタリングの別	試 作 ・ 試作及びモニタリング
試作、モニタリング実施時期	平成 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
実施内容	
【内容】	
【試作、モニタリングの感想や効果など】	

※試作品の写真、モニタリングの結果がわかる資料を添付してください。